

令和7年5月26日から

戸籍へ振り仮名を載せる 制度がはじまります



令和5年6月2日、戸籍法の一部改正を含む「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」(以下「改正法」)が成立し、同月9日に公布されました。

これまで、氏名の振り仮名は戸籍の記載事項とされていませんでしたが、この改正法により、新たに氏名の振り仮名が戸籍に記載され、公証されることになりました。
改正法は令和7年5月26日に施行されます。

問住民課住民班 ☎(84)1214

振り仮名が記載される までの流れ

① 戸籍に記載する予定の振り仮名の通知

通知書は令和7年5月26日以降、本籍地の市区町村長から順次、送付予定です。通知書が届いたら、必ず内容を確認してください。振り仮名が異なる場合は、必ず②の届出を行ってください。

※この通知は、住民票に記載されている振り仮名等を参考で作成します。

② 氏名の振り仮名の届出

通知書に記載された振り仮名が現在使用している読み方と異なる場合は、届出が必要です。改正法の施行日から1年間(令和7年5月26日から令和8年5月25日)に限り、届出が可能になります。この届出が受理されれば、届け出た氏名の振り仮名が戸籍に記載されることとなります。

※この制度開始後に出生届や帰化届等により、初めて戸籍に記載される方は、出生届や帰化届の届出時に併せ

て振り仮名を届け出ること
で、振り仮名が記載されま
す。

※届出は書面でもマイナポータルからでも可能です。詳しくは、法務省ホームページをご覧ください。



詳しくは
こちら↑

③ 市区町村長による氏名の振り仮名の記載

②の届出がなかった場合、本籍地の市区町村長が管轄法

務局長等の許可を得て、令和8年5月26日(改正法の施行日から1年)以降に、①の通知の振り仮名を戸籍に記載します。

②の届出がなかった場合、戸籍に記載された振り仮名は、一度に限り、家庭裁判所の許可を得ずに自身の届出のみで変更をすることができます。

なお、②の届出を行った後に氏名の振り仮名を変更する場合は、家庭裁判所の許可が必要となります。

戸籍に氏名の振り仮名 が記載されるメリット

● 行政のデジタル化推進のための基盤整備

行政機関が保有する氏名の情報の多くは漢字で表記されています。同じ漢字でもさまざまな字体があるほか、外字が使用されている場合には、データベース化の作業が複雑で検索等に時間を要していましたが、データベース上の処理が容易になり、誤りを防ぐことができるようになります。

す。

● 本人確認資料としての利用

戸籍に振り仮名が記載されることで住民票の写しやマイナンバーカードにも記載できるようになり、本人確認資料として用いることができ、正確に氏名を呼称することが可能な場面が多くなります。

● 各種規制の潜脱防止

金融機関等で氏名の振り仮名が本人確認のために利用されている場合、複数の振り仮名を使用して別人を装い、各種規制を潜脱しようとするような行為を防止することができます。

詐欺にご注意ください

振り仮名の届出にあたって法務省や市区町村に金銭を支払うよう要求することはありません。

● 振り仮名の届出には手数料はかかりません。

● 届出をしなくても罰則はありません。

手数料や罰則をかたる詐欺には十分注意してください。